

農地利用状況調査の実施について

農地法の規定により、毎年、村内全域の農地を対象とし、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。この調査は、農地利用の総点検、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用対策を重点的に行われております。

期間：平成28年8月1日～9月30日 調査対象：村内全ての農地 調査員：農業委員(14人)・事務局

遊休農地は課税が強化されます!

◆遊休農地とは?(農地法第32条)

- (1)1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地
- (2)周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

(1)増税の対象となる遊休農地

- ①農業振興地域内にある農地
 - ②遊休農地または遊休化のおそれがある農地
 - ③利用状況調査で遊休農地と判断された農地
 - ④利用意向調査で意志表明がない農地
 - ⑤利用意向調査から6か月を経過しても、自身耕作などの回答をしたが、意思通り改善がされていない農地
 - ⑥農業委員会から中間管理機構との協議勧告を受けた農地
- ※上記の項目に全て当てはまる農地については、増税の対象となります。

(2)課税強化

通常の農地の評価額が1.8倍になる見込みです。

(3)実施時期

平成29年度から実施されます。具体的には、毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、初年度については、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることになります。

*詳しくは、農業委員会までお問い合わせください。

◆利用意向調査とは?

利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、農業委員会より、農地の利用の意向について、確認する調査のことをいいます。

◆農業振興地域とは?

恩納村農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のことをいいます。

◎確認のお願い◎ ～農業委員会からの通知の回答はお済みですか?～

昨年度の利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、農業委員会から所有者に対し、平成28年2月10日付けで利用意向調査書を発送しています。通知が届き、回答がまだの方は、7月末日までにお早めにお返事をお願いします。

◎ 問合せ ◎ 農業委員会 ☎ 966-1204

村県民税の申告は済みましたか?

毎年度、国民健康保険および後期高齢者医療制度は、所得に応じて保険税(料)の算定や、病院等での自己負担限度額がきまります。

所得の申告をしないと、適正な保険税(料)の算定ができず、もしも所得が少ない場合でも軽減措置が受けられません。また、所得の申告をしていない世帯は上位所得者とみなされ、70歳未満の場合、1ヶ月の医療費の自己負担限度額は252,600円以上になります。まだ申告をしていない方は、印鑑を持参のうえ、税務課窓口で早めの申告をお願いします。なお、申告内容によっては、税務課で受付できないものもありますのでご了承ください。

*本村では、家族の扶養となっている場合でも各自で申告をしなければなりません。

*収入の有無にかかわらず、申告をしないと未申告となります。

◎ 問合せ ◎ 福祉健康課 国保係 ☎ 966-1207

介護保険料納付のお願い

65歳以上のおなさん、7月から平成28年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。特別徴収の方は、仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されます。

○特別徴収 = 年金から天引きされます。

対象者:老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方
納めかた:偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

○普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

対象者:年度の途中で65歳になった方
年度の途中で他の市町村から転入した方
年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
老齢福祉年金受給者
納めかた:納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。
納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

※口座振替をご利用すると便利です!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)

介護保険料を滞納すると(給付制限について)

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくお願い致します。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】 下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者(生活保護基準に該当する場合)

【介護保険料の減額免除割合】 ※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当する場合
・前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額
- ②又は③に該当する場合
・前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額
- ④に該当する場合
・前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により、10分の5から10分の9を減額
- ⑤に該当する場合
・保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額

【申請書類提出先】 恩納村福祉健康課へ申請を行ってください。
必要な書類についてはお問い合わせください。

◎ 問合せ ◎ 沖縄県介護保険広域連合 ☎ 911-7503